

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正に伴う
お取引時の確認について

当金庫では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「同法」といいます）に基づき、口座開設等の際に、お客さまの氏名、住所、生年月日等について確認させていただいております。今般、同法の改正により、平成25年4月1日から従来の本人確認に加え、「取引を行う目的」や「職業・事業内容」等についても確認が義務付けられることになりましたので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

<取引時に確認が必要な主な取引>

- (1) 口座開設、貸金庫、保護預り等のお取引を開始される時
- (2) 10万円を超える現金によるお振込、持参人払式小切手による現金のお受取り（注）
- (3) 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い
- (4) 融資取引 等

（注）ATMでの10万円を超える現金によるお振込は、引き続きお取扱できません。

これらのお取引以外にも、確認をさせていただくことがありますので、ご協力をお願いいたします。

<お客さまへの確認事項と確認書類>（下線部：平成25年4月1日からの追加確認事項）

	確認事項	確認書類（原本をお持ちください）
個人のお客さま ※1	氏名・住所・生年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの） ・旅券（パスポート） ・各種年金手帳 ・各種福祉手帳 ・各種健康保険証 ・住民基本台帳カード（写真入り） ・在留カード、特別永住者証明書 等
	<u>職業</u>	お持ちいただくものはありません。 （ご申告いただくことにより、確認させていただきます）
	<u>取引を行う目的</u>	
法人のお客さま ※2	名称、本店または主たる事務所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・印鑑登録証明書 等
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・定款 等
	ご来店された方の氏名・住所・生年月日等	上記の「個人のお客さま」に記載された確認書類に加え、社員証等により、法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただきます。
	<u>取引を行う目的</u>	お持ちいただくものはありません。 （ご申告いただくことにより、確認させていただきます）
	<u>議決権保有比率が25%超の方の有無・住所・氏名・生年月日</u> ※3	お持ちいただくものはありません。 （ご申告いただくことにより、確認させていただきますので、あらかじめご確認のうえ、ご来店ください。）

- ※1 ご本人以外の方が来店された場合には、来店された方について氏名・住所・生年月日とあわせて、ご本人のために取引を行っていることを書面等で確認させていただきます。
- ※2 事業内容等の確認のため、同法で定められた上記書類以外の書類のご提示をお願いする場合があります。
- ※3 「議決権保有比率が25%超の方」が法人の場合は、その法人の名称および本店や主たる事務所の所在地を確認させていただきます。
「議決権保有比率が50%超の方」がいらっしゃる場合は、その方についてのみ確認させていただきます。

《ご留意いただきたい事項》

- ◆過去に確認させていただいたお客さまについても、取引を行う目的や職業等を確認させていただく場合があります。
- ◆上記事項の確認ができないときは、お取引ができない場合があります。
- ◆上記事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、同法により禁じられています。
- ◆詳しいことは、当金庫の窓口までお問い合わせください。

以上

平成25年4月1日

